

「第 5 次宮崎県障がい者計画」の令和 6 年度における 推進状況（概要版）

1 計画の概要

「宮崎県障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第 2 項の規定に基づき、本県における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画であり、令和 5 年度に「第 5 次宮崎県障がい者計画」（計画期間：令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間）を策定したものである。

基本目標

「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域とともに生きる社会づくり」

施策の基本方針

- ① 必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、自己実現ができる機会の確保
- ② 地域での生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会においてともに生きるために社会に存在する社会的障壁（バリア）を除去し、どこで誰と生活するかについて選択できる機会の確保
- ③ 手話を含めた言語などの意思疎通のための手段や情報の取得・利用のための手段について選択できる機会の確保
- ④ 障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供

施策の体系（9 項目の分野別施策）

- ①啓発・広報
- ②生活支援
- ③教育・育成
- ④保健・医療
- ⑤雇用・就業、経済的自立の支援
- ⑥情報・コミュニケーション
- ⑦生活・環境
- ⑧福祉を支える人づくり
- ⑨行政サービス等における配慮

2 令和6年度における主な取組

分野別施策		具体的な取組状況
啓 発 ・ 広 報	1 差別の解消及び権利擁護の推進	＜①障がい者を理由とする差別の解消の推進＞ - 障がい者差別解消への理解を深めるための研修会をオンライン等で実施 - 障がい者差別に関する相談員1名を県身体障害者団体連合会内に配置。相談内容に応じて民間事業所等に対し、働きかけや啓発活動を実施【相談件数：21件】 ＜②権利擁護制度等の活用促進＞ 「宮崎県障がい者権利擁護センター」を設置運営するとともに、「宮崎県障がい者虐待防止・権利擁護連絡会議」を開催し、障がい者虐待防止に係る関係機関との情報共有や連携協力体制を整備
	2 啓発・広報活動の推進	- 障害者週間（12月3～9日）での啓発活動を実施【啓発チラシ・ティッシュ、福祉施設制作物の配布など】 - 障害者週間の啓発活動として「こころのふれあうフェスタ2024」（県内から集まった障がいのある方々のステージイベントと講演会など）を開催【入場者：約200名】
生 活 支 援	1 地域における相談体制の充実	- 相談支援事業所の従事者の養成のための研修（初任者・現任）を実施【修了者189名】 - 相談支援体制の強化を図るため、宮崎県自立支援協議会相談支援部会主催による研修会を実施【参加者：相談支援専門員41名】
	2 在宅サービス等の充実	＜(2) 居住の場の確保＞ - 既存の県営住宅2戸において、室内の段差解消や浴室・トイレへの手摺設置などバリアフリー化の実施及び県営住宅の入居者募集における障がい者世帯を優先入居の対象とした入居者選考の実施 ＜(5) 重度障がい者施策の充実＞ - 県指定短期入所事業者数：72事業所 - ショートステイ（短期入所）事業のサービス提供量：4,950人日分

生活支援		<(8) 各種障がいへの対応> - 発達障害者支援センターにおける相談支援件数【3, 039件】 - 高次脳機能障がい支援拠点機関において相談支援を実施【相談件数：263件（県身体障害者相談センター：257件、宮崎大学医学部附属病院：6件）】 - 高次脳機能障がい者のための通所教室を開所（全24回、2教室）【修了生：10名】
	3 スポーツ、文化芸術活動の振興	<(2) スポーツ活動の振興> - 第23回宮崎県障がい者スポーツ大会の実施【756名参加】及び全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」への選手派遣【37名、金11個・銀14個・銅12個】 - 全国障害者スポーツ大会で実施される団体競技（本県チーム未整備競技5種目）の体験会等を開催【選手総計549名参加】
教育・育成	1 障がい児支援・育成施策の充実	<(1) 障がい児支援の充実> - 在宅の障がい児等の地域での生活を支援するため、身近な地域で必要な訓練や相談などの療育支援が受けられる「そうだんサポートセンター」を設置【施設数：13施設（うち3施設は宮崎市所管）、支援件数：2,959件】 <(4) 重症心身障がい児（者）、医療的ケア児への対応> - 医療的ケア児やその家族の住み慣れた地域での生活を支援するため、医療的ケア児支援センターを設置【相談件数：96件】 - 医療的ケア児を対象とした短期入所等の新たな実施又は受入人員の拡大を目指す医療機関等に対し、医療機器等の購入や施設整備に要する費用の一部を補助【補助件数：10件】
	2 インクルーシブ教育システム（障がい者を包容する教育制度）の構築	<(2) 学校等の校内支援体制の充実> 「学校の特別支援教育力」の向上のため、エリア巡回支援とエリア研修の充実を図った【巡回支援（エリアコーディネーター410回、通級拠点校通級担当者91回）、エリア研修16回5,731人参加】

教育・育成		平成30年度に制度化された高等学校における「通級による指導」（※）を実施【16校17教室】 ※「通級による指導」とは、通常の学級に在籍する生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいによる困難さに応じた特別な指導を通級指導教室で受ける教育の形態をいう。
	3 教育指導の充実	<(2) 特別支援学校の専門的指導力の向上> 各学校の教育課題の内容に応じて、大学、関係機関、事業所等の専門家を各学校が選任し、必要な時期に訪問を依頼し、教職員と連携しながら、学校の課題解決を図る「学校支援アドバイザー」の派遣を実施【派遣校（13校）、派遣回数（31回）、外部専門家（25名）】 《活用事例》 視覚障がいのある生徒に対する歩行指導について、事業所や歩行訓練士を活用 など
	4 教育環境の整備	<(1) 安全・安心な教育環境の整備> - スクールバス導入校に対して、スクールバスに係る安全装置の整備についての国のガイドラインや安全管理マニュアルを示し、安全装置設置完了を確認 <(2) 特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級集団づくり> - 障がいのある児童生徒におけるICT機器活用の有用性について、研究指定校3校において授業公開を行い、支援機器としてのICT活用について情報を共有
保健・医療	2 医療サービスの充実	<(1) 医療提供体制の整備> - 重症心身障がい児（者）医療・療育サービス向上のため、医師・看護師等の人材確保・育成、医療技術や指導訓練等の調査研究を実施 - 県立延岡病院への出張診療（月1回）や県北巡回相談を実施【（出張診療）受診者数：39名、（県北巡回相談）利用者：122名】
	3 精神保健対策の推進	<(1) 精神医療体制の確立> 緊急な医療を必要とする精神障がい者等のための輪番制による精神科救急医療体制を整備 【相談・来院件数：535件】

	4 難病患者等への施策の推進	県障がい福祉課及び各市町村の障がい福祉主管課にてヘルプマーク交付【交付数：2, 108個】
雇用・就業、経済的自立の支援	1 一般就労支援施策の充実	<①雇用の場の拡大> - 企業と障がい者が就職のための面談を行う「ふれあい合同就職面接会」（主催：ハローワーク、県）を開催【参加者数285名、企業71社】 <②就職相談、職場定着支援の推進> - 障害者就業・生活支援センターによる相談支援等【支援対象者4, 238名、就業面に関する助言10, 426件、生活面に関する助言1, 541件、職場定着支援2, 500件】
	2 一般就労が困難な障がい者への就労支援	- 就労継続支援事業所の指定【件数：14件】 - 就労継続支援事業所に対して工賃向上支援チームを派遣し、工賃向上に係る支援を実施【3事業所】 - 就労継続支援事業所と農業経営体等による施設外就労のマッチング支援を実施【請負契約締結数11件】
情報・コミュニケーション	1 意思疎通支援の充実	手話通訳等派遣事業（手話通訳者又は要約筆記者の派遣）を実施【派遣回数：15回、派遣人数：46人】
	2 情報取得・利用のしやすさの推進	<④障がい者へのICT（情報通信技術）利用促進> ICTサポーター養成講座開講【4回】
	3 情報提供の充実	<③バリアフリー施設等の情報の提供> 「みやざきアクセシビリティ情報マップ」において、県内施設のバリアフリー情報の追加・更新を実施【追加掲載施設：134件】
生活・環境	1 人にやさしい福祉のまちづくり	<(2)バリアフリーの施設づくり> - 人にやさしい福祉のまちづくり条例に定める整備基準に適合した施設に対する適合証の交付【交付数：13件】 - 県ホームページ等を利用したおもいやり駐車場制度の普及・啓発の実施 【令和6年度末時点協力施設・区画数：1, 208施設、3, 087区画】

	3 防災・防犯 対策等の充実	・精神保健福祉センターにおいて、宮崎県災害派遣精神医療チーム（D P A T）構成員研修会を年 1 回開催 【修了者：34 名】
福祉を支える人づくり	1 専門職種の 養成・確保	<①障がい福祉事業等に従事する職員等の養成・確保> ・ 奉仕員等養成事業を実施。 点訳奉仕員／県内 3 地区で実施・修了者数 7 人 朗読奉仕員／県内 3 地区で実施・修了者数 11 人 手話通訳者／県内 7 地区で実施・修了者数 115 人 要約筆記者／県内 2 地区で実施・修了者数 6 人
行政サービス等における配慮	1 行政機関等 における配慮 及び障がい者 理解の促進等	・ 障がいを理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供に関して職員が適切に対応することができるよう、「宮崎県職員対応要領」等の周知